

2020年4月から、喫煙に関する法律が変わります

2020年4月以降、屋内は原則禁煙になります。

しかし飲食店に限り、以下の条件を全て満たす場合は喫煙することも可能です。

① 資本金5,000万円以下（5,000万以下であっても一部対象外あり）

② 客席面積100㎡以下（厨房・通路・会計レジなどは除く）

③ 2020年3月末までに営業を開始している

全ての条件を満たしている店舗 = **既存特定飲食店**

既存特定飲食店は、以下のパターン等から店舗の形態を選択することができます


① 店内全面禁煙

- ・店頭（敷地内）にスタンド灰皿を設置することは可能
- ※店頭スタンド灰皿はJTが無償でご提供することが可能です。



② 分煙（喫煙可能室の設置）

- ・喫煙可能室は技術的要件をクリアしたものである必要がある
 - ※詳細は厚生労働省HPをご確認ください。
 - ・喫煙可能室内には、20歳未満の立ち入りが禁止（従業員含）
 - ・店頭「店内喫煙可能室有」の標識を掲示の義務
 - ・喫煙可能室入口に「20歳未満の立ち入り禁止」等の標識掲示の義務
- ※時間分煙・空間分煙は認められなくなります。

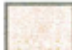
 : 20歳未満立入禁止



③ 店内全面喫煙可能

- ・店内への20歳未満の立ち入りが禁止（従業員含）
- ・店頭「20歳未満の立ち入り禁止・喫煙可能」の標識掲示の義務

※20歳未満のお客様が少ない飲食店様は、喫煙可能店にすることで他店との差別化を図ることができます。

 : 20歳未満立入禁止



※店舗（もしくはその一部）を喫煙可能とする場合は保健所への届出も必要となります